



Tax & Legal Services Newsletter

タイ国内閣による土地建物税法案の承認

タイ国内閣は、財務省から提出された土地建物税法案を承認しました。地方税である開発税に取って代わり 2017 年 1 月 1 日から適用される同法の特徴は以下のとおりです。

- 納税義務者は、土地、建物、コンドミニアム ユニットの所有者、および政府の土地あるいは建物を占有している者とする。
- 課税標準は土地および建物の価値を基に計算され、使用期間に応じた減価償却を考慮するものとする。
- 適用される税率は土地および建物の使用状況により以下のとおりとする。

使用目的	税率 (%)
農業用	0.2
居住用	0.5
商業用および産業用	2
未使用	5

上記税率は上限税率で、実際に適用される税率は軽減される見込み。

- 農業従事者および住居を所有する個人の租税負担を軽減するため、農業用および居住用の土地ならびに建物で価値が5千万バーツ以下のものは課税対象外とする。
- 一定の類型に該当する土地および建物（例えば、コンドミニアム法に基づく共用資産および住宅団地のためのインフラストラクチャーとして使用される土地）は免税とする。

土地建物税法案は現在、立法手続きを進めるため立法議会に送られています。

大学生に支払われる記帳業務に係る賃金の二重控除

勅令 No. 607 は、2016 年から 2018 年までの会計期間中に記帳業務のために大学生に支払われる賃金に係る費用の 200% 控除を認めています。ただし、土地を除く総資産額が 2 億バーツ以下、かつ従業員数が 200 人以下の法人にのみ適用されます。

不動産ファンドに対する免税措置の廃止

1997 年の金融危機のため、タイ国の法令は不動産事業部門の立ち直りを手助けする目的で不動産ファンドに対して、物品の販売、役務の提供、収益および契約の実行に係る VAT、特定事業税および印紙税を免除してきましたが、現在、不動産事業は回復し免税措置はもはや必要なくなっています。そこで、不動産ファンドに対する免税措置を廃止するための勅令 No. 608、609 および 610 が公表されました。

セミナー/研修費用の二重控除

勅令 No. 611 は、法人またはパートナーシップがその従業員のために 2016 年中にタイ国内で行ったセミナー/研修に関連する費用（セミナールームの使用料、宿泊費、交通費、およびその他の費用）、あるいは当該セミナー/研修のためにツアーオペレーターに支払った費用の 200%控除を認めています。

歳入局長通達 No. 267 は当該控除に関するルールを定めています。例えば、セミナー/研修の目的が従業員の知識を高めることで事業にとって有益である場合、法人またはパートナーシップは当該セミナー/研修の企画をサポートし、当該セミナー/研修がタイ国内で行われたことを証明する書類等を保存しなければなりません。

IHQ に対する特定事業税の免除

勅令 No. 612 は、国際統括会社 (International Headquarters: IHQ) に対して、関連企業に財務管理業務を提供することによって生ずる所得に対する特定事業税を免除する旨を規定しています。当該免税措置は 2015 年 5 月 2 日に遡って適用されます。

最高裁判所の判例

BOI 投資奨励企業の税務上の欠損金の控除

A 社はタイ国投資委員会から投資奨励を受け、税務恩典（8 年間の法人所得税の免除）を享受していました。法人所得税の免税期間中に生じた欠損金は免税期間終了後 5 年間、利益と相殺することが可能でした。また、A 社は免税期間終了後 5 年間、法人所得税が 50%軽減されていました（法人所得税の減税期間）。なお、A 社は投資奨励事業と非投資奨励事業の双方を営んでいました。

A 社は免税期間を通じて損失を計上していましたが、減税期間中は利益と損失を計上していませんでした。

A 社は免税期間中に生じた欠損金を減税期間中に生じた利益と相殺して課税所得金額を計算していたため、納付税額は生じませんでした。しかし、税務当局は、減免税の対象とならない事業から生じた利益と免税期間中に生じた欠損金を相殺する前に減税の対象となる事業から生じた利益と損失を相殺しなければならないとの立場を採りました。その結果、免

税期間終了後5年間で経過してしまったため、A社は免税期間中に生じた欠損金を使用することが出来ませんでした。

最高裁判所は、A社の課税所得金額の計算方法は歳入局告示および租税委員会採決に基づく欠損金の相殺手続きに従っていないため、税務当局の立場を支持するとの判決を下しました。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文(タイ語)をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531
Ext. 5085			

Anthony Visate Loh

Business Tax & Indirect Tax,
Legal Services
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Business
Model Optimization)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kcoonachoak@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 225,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

© 2016 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.